

# 非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について

令和2年9月11日  
経済産業省  
産業保安グループ  
電力安全課

非常時に移動用発電設備（自家用電気工作物）により他者の低圧事業場（一般用電気工作物）へ電力供給する場合については、平成31年4月1日付け「非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について」において、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）上の取扱いを整理していたが、その後の運用状況を踏まえ、次のとおり再度整理する。

なお、本整理に該当しない場合における、非常時の移動用発電設備から電力供給を受ける低圧事業場については、自家用電気工作物として取り扱われ、自家用電気工作物としての法規制を遵守しなければならないことに留意されたい。

## 1. 用語の定義

本整理において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常時とは、災害等による電力系統の停電発生時又は停電発生が見込まれる時をいう。
- (2) 移動用発電設備とは、「移動用電気工作物の取扱いについて」（平成28年6月17日付け20160531 商局第1号）に定められたもの（自家用電気工作物に限る。）をいう。
- (3) 低圧事業場とは、低圧で受電する事業場（一般用電気工作物に限る。）をいう。
- (4) 需要者とは、低圧事業場の所有者又は占有者をいう。
- (5) 非常時移動用発電設備とは、非常時において低圧事業場に対して電力供給を行うために設置・運用する移動用発電設備をいう。
- (6) 供給者とは、需要者とは異なるものであって、非常時移動用発電設備を設置・運用する者をいう。

## 2. 対象要件

本整理において、次の各号に掲げる対象要件を前提とする。

- (1) 一般用電気工作物は、平常時において一般送配電事業者から低圧（電灯のみ又は電灯と動力の契約）で受電するものであること。
- (2) 非常時移動用発電設備は、平常時は供給者が保管・管理を行い、非常時に供給者が一般用電気工作物の近傍に移動して据え付け、当該発電設備からの接続用ケーブルによって一の一般用電気工作物のみ接続するものであること。
- (3) 一般用電気工作物は、非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルが接続された際、当該発電設備から供給される電気が電力系統に逆潮流を生じさせないように、次のいずれかの形態で施設するものであること。
  - イ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤内の主開閉器の負荷側にあ

る近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所から主開閉器に至る電路を途中で分離するよう施設している形態。

ロ．非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤外の電力系統側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所の負荷側の電路が電力系統側の電路又は非常時移動用発電機側の電路のいずれか一方のみにしか導通しないようにするための切替開閉器を施設している形態。

(4) 非常時移動用発電設備は、電力系統の停電が復旧した場合には、供給者の責任において速やかに電力系統からの受電に切り替えるとともに、当該発電設備（接続用ケーブル等を含む。）を速やかに撤去するものであること。

### 3. 電気工作物の区分の取扱い及び責任分界点

本整理において、電気工作物の区分の取扱い及び責任分界点は、以下のとおりとする。

(1) 平常時における低圧事業場については、非常時移動用発電設備から電力供給を受けるための切替開閉器を設置している場合であっても、当該切替開閉器を含めて一般用電気工作物とする。

(2) 非常時における低圧事業場については、電気工作物区分とそれに伴う設置者責任の一貫性を確保する観点から、自家用電気工作物である非常時移動用発電設備と接続用ケーブルを介して接続されている場合であっても、一般用電気工作物とし、需要者と供給者の責任分界点は、一般用電気工作物と接続用ケーブルの接続点とする。

### 4. 需要者の責務

本整理において、需要者の責務は、以下のとおりとする。

(1) 需要者は、自ら所有又は占有する一般用電気工作物について、非常時移動用発電設備からの受電時においても電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に適合するように必要な保護対策を講じること。

(2) 需要者は、一般用電気工作物に必要な施設の設置工事及び保護対策について、電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づき電気工事士に電気工事を行わせること。その際、一般用電気工作物と非常時移動用発電設備との供給方式の整合を図るため、当該電気工事士に供給者の電気主任技術者と連携して行わせること。

(3) 需要者は、供給者が実施する非常時の電力供給前の受電に係る一般用電気工作物の点検に必ず立ち会い、供給者とともに安全状況の確認を行うこと。

(4) 需要者は、供給者から説明を受けた注意事項を遵守すること。

### 5. 供給者による保安規程及び主任技術者の手続

本整理において、供給者による保安規程及び主任技術者の手続は、以下のとおりとする。

(1) 法第42条の規定に基づく保安規程の届出

供給者は、非常時移動用発電設備の工事、維持及び運用（修理、改造、保管、点検、整備、

使用、据付等)の方法について保安規程を作成し、直接統括する事業場(平常時に、非常時移動用発電設備を保管している事業場。以下「統括事業場」という。)がある場所を管轄する産業保安監督部長宛てに予め保安規程の届出を行うこと。当該保安規程には、6.の内容を記載すること。

なお、本整理に基づき、非常時に統括事業場から移動して非常時移動用発電設備を使用する場合にあっては、使用する場所(移動する区域)を管轄する産業保安監督部長宛ての保安規程の届出を省略することができる。また、使用する場所が二以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合についても、経済産業大臣宛ての保安規程の届出を省略できるものとする。

(2) 法第43条及び電気事業法施行規則第52条の規定に基づく主任技術者の選任及び申請

供給者は、統括事業場に法第43条第1項に基づき電気主任技術者を選任し、又は電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第52条第2項に基づき電気管理技術者又は電気保安法人との間で非常時の対応について取決めを行った上で委託契約を締結し、統括事業場がある場所を管轄する産業保安監督部長宛てに予め届出又は申請を行うこと。

なお、本整理に基づき、非常時移動用発電設備を設置する場合にあっては、使用する場所を管轄する産業保安監督部長宛ての主任技術者選任届出又は外部委託承認申請等を省略することができる。また、使用する場所が二以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合についても、経済産業大臣宛ての届出又は申請等を省略できるものとする。ただし、規則第52条第2項に基づき電気管理技術者又は電気保安法人に委託する場合は、委託契約の相手方の主たる連絡場所が、統括事業場及び使用する場所に2時間以内に到達し得る場所にあること。一方、法第43条第2項に基づき電気主任技術者免状の交付を受けていない者の選任をしようとする場合の許可条件は、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」(平成31年3月11日付け20190304保局第1号)2.による。

6. 供給者と需要者の協議等

本整理において、供給者と需要者は、次の事項に対して協議等を行うこととする。

(1) 供給者は、事前に接続箇所、接続方法の確認(一般用電気工作物における漏電遮断器等保護装置の動作の確実性の確認を含む。)をし、需要者と安全に関する取決め(電力供給前の受電に係る一般用電気工作物の点検(絶縁抵抗の測定、電気ストーブ等の発熱機器の転倒、破損状況の確認を含む。)、切替開閉器の操作(切替開閉器を設置した場合に限る。)、供給電圧の維持(規則第38条第1項の維持すべき値以内に収めること。)等、安全上留意すべき事項の事前説明を含む。)を行うこと。また、電力供給前の受電に係る一般用電気工作物の点検は、必ず需要者の立会いの下に行うこと。

なお、平常時に一般送配電事業者から単相三線式で受電している一般用電気工作物への非常時における電力供給は、中性線の電位が大地に固定されることを原則とすること。

(2) 供給者は、需要者と協議の上、非常時移動用発電設備を設置する場所を一般用電気工作物の構内とは別の構内として設定し、運用時には当該発電設備の周囲に柵塀等を設け、

電気主任技術者等以外の者が立ち入らないようにすること。

- (3) 供給者は、平常時においては、非常時移動用発電設備を保守・管理すること。また、非常時においては、予め確保された場所に搬入・据付けを行うとともに、当該設置場所に電気主任技術者又は電気主任技術者が予め指名した代行者（以下「代行者」という。）が赴き、電気主任技術者又は代行者の監督下で電気工事士が供給用ケーブルを一般用電気工作物に接続すること。その他、当該発電設備からの供給と電力系統電源からの供給の相互の切替の操作に当たっては、需要者に操作することの了解を得た上で、電気主任技術者又は代行者が操作を行うこと。

## 7. 供給者による事故報告

供給者は、電力供給中に受電している一般用電気工作物において事故が発生した場合、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条に準じて事故報告を行うこと。